

後発医薬品(ジェネリック医薬品) バイオ後続品(バイオシミラー) の使用促進について

1. 当院は、後発医薬品使用体制加算・バイオ後続品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関です。

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後発医薬品の使用推進の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品(バイオシミラー)を積極的に採用しております。

2. 当院は、医薬品の供給が不足した場合に、当院における治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制を有しています。

また、当該体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。

医薬品を変更する場合には入院患者様に十分に説明いたします。

※当院は、一般名処方をすることがあります。

昨今の諸事情によりお薬の供給不足が発生しています。

当院では処方医薬品の銘柄を指定することにより患者様のお薬がお手元に届かないことを回避するためにお薬の成分名で処方することを行っております。

その場合、令和5年4月より処方せんの発行点数が変更となり、患者様の負担が2円～6円(厚生労働省が決めた公定価格)追加になることをご了承ください。

「供給不足」からのご負担増となり申し訳ございませんが、保険制度の趣旨をご理解ください、何卒ご協力をお願い申し上げます。

■一般名処方とは:お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。することで供給不足お薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

例)鎮痛剤「ロキソニン」は商品名で、一般名(有効成分を示す名前)は「ロキソプロフェンナトリウム」といいます。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を希望される場合は医師・薬剤師にご相談ください。

2026年1月
北九州宗像中央病院